

楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理
に関する
インドネシア共和国政令
2021 年 56 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国大統領は

- a. 楽曲および/あるいは音楽の著作者、著作権者および隣接権者にその楽曲および/あるいは音楽の経済権に対して法的保護と法的確実性を与え、また音楽を商業的に利用するあらゆる者に法的保護と法的確実性を与えるため、楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する規則が必要とされること；
- b. 著作権に関する法律 2014 年 28 号第 87 条、第 89 条および第 90 条の規定に従い、著作物および楽曲および/あるいは音楽分野の隣接権製品の使用に対する著作権ロイヤリティ管理の機能を最適化するため、全国集団管理団体による楽曲および/あるいは音楽著作権ロイヤリティの管理システムを作成する必要があること；
- c. a 項、b 項の検討に基づいて、楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令を定める必要があること；

を検討し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条(2)項；
2. 著作権に関する法律 2014 年 28 号（インドネシア共和国官報 2014 年 266 号、官報補遺 5599 号）；

を考慮し、

楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理に関する政令

を定めることを決める。

第 I 章
総則

第 1 条

本大臣令では用語を以下のように定義する：

- 1.ロイヤリティとは、著作者または隣接権者が受け取る著作物あるいは隣接権製品の経済権使用に対する報酬である。
- 2.著作権とは、法令の規定に従った制限を損なうことなく、著作物が有体物の形で具体化した後で無方式主義の原則に基づいて自動的に生じる著作者の排他的権利である。
- 3.以降、ロイヤリティ管理と称する楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理とは、楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティの徴収、集金および配分である。
- 4.著作物とは、インスピレーション、能力、思想、想像、器用さ、技能または専門性により創作され、有体物の形で表現された学術、美術および文芸の分野の全ての創作作品の成果物である。
- 5.著作者とは、個別または合同で特殊かつ私的な著作物を創作した一人または複数の人である。
- 6.著作権者とは、著作権者でもある著作者、著作者から正当にその権利を譲渡された者、正当にその権利を譲渡された者からさらに譲渡された別の者である。
- 7.代理人とは、知的財産コンサルタントまたは著作者、著作権者または隣接権者から委任された人である。
- 8.隣接権とは、著作権に関連する権利であり、実演家、レコード製作者または放送事業者の排他的権利である。
- 9.ライセンスとは、著作権者または隣接権者が著作物または隣接権製品の経済権を実施するために特定の条件により他者に与える書面による許可である。
- 10.以降、LMK と略称する集団管理団体とは、ロイヤリティの集金と分配という形での経済権の管理のため著作者、著作権者および/あるいは隣接権者から委任を受けた非営利の法人の形態による組織である。
- 11.以降、LMKN と略称する全国集団管理団体とは、ロイヤリティを徴収、集金、分配し、楽曲および/あるいは音楽分野の著作者、著作権者および隣接権者の経済権の利益を管理する権限を有する、著作権に関する法律に基づいて大臣が設置する国家予算を用いない政府補助団体である。
- 12.商業利用とは、さまざまな対象から経済的利益を得る目的で、または有料で著作物および/あるいは隣接権製品を利用することである。
- 13.以降 SILM と略称する楽曲および/あるいは音楽情報システムとは、楽曲および/あるいは音楽のロイヤリティ分配に用いられる情報・データシステムである。
- 14.大臣とは、法務分野の行政業務を担当する大臣である。
- 15.総局とは、知的財産総局である。
- 16.人とは、個人または法人である。

第2条

- (1)著作者または著作権者の商業的性質の公衆サービス利用には以下が含まれる：
 - a.著作物の実演；
 - b.著作物の公開；および
 - c.著作物の送信
- (2)実演家の商業的性質の公衆サービス利用には、実演家の実演の放送および/あるいは送信が含まれる。

- (3)レコード製作者の商業的性質の公衆サービス利用には、公衆がアクセスできる優先または無線のレコードの提供が含まれる。
- (4)(1)項から(3)項の商業的性質の公衆サービスはアナログ形式とデジタル形式が含まれる。

第3条

- (1)全ての人々が著作者、著作権者および/あるいは隣接権者に LMKN を通じてロイヤリティを支払うことで、商業的性質の公衆サービスの形態で楽曲および/あるいは音楽の商業利用ができる。
- (2)(1)項で定められた商業的性質の公衆サービスの形態には以下が含まれる：
- a. 商業的なセミナーおよび会議；
 - b. レストラン、カフェ、パブ、バー、ビストロ、ナイトクラブおよびディスコ；
 - c. 音楽コンサート；
 - d. 航空機、バス、電車および船舶；
 - e. 展覧会およびバザー；
 - f. 映画館；
 - g. 電話の待受音楽；
 - h. 銀行および事務所；
 - i. 商店；
 - j. レクリエーションセンター；
 - k. テレビ放送事業者；
 - l. ラジオ放送事業者；
 - m. ホテル、ホテルの客室およびホテルの施設；および
 - n. カラオケ事業
- (3)(2)項で定められた商業的性質の公衆サービスの形態の追加は大臣令で定める。

第II章

楽曲および/あるいは音楽データセンター

第4条

- (1)大臣は申請に基づいて楽曲および/あるいは音楽の登記を行う。
- (2)(1)項で定められた楽曲および/あるいは音楽の登記申請は、以下の者が電子的手段で大臣に行う：
- a. 著作者；
 - b. 著作権者；
 - c. 隣接権者；あるいは
 - d. 代理人
- (3)(2)項 d で定められた代理人による楽曲および/あるいは音楽の登記申請の提出は、著作者、著作権者または隣接権者の委任に基づいて LMKN が行うことができる。
- (4)(1)項で定められた楽曲および/あるいは音楽は、著作物一般簿に掲載される。

(5)(1)項で定められた楽曲および/あるいは音楽登記の要件と手続は、法令の規定に従って行われる。

第5条

第4条(4)項で定められた著作物一般簿に掲載された全ての楽曲および/あるいは音楽は、楽曲および/あるいは音楽データセンターに入力される。

第6条

(1)第5条で定められた楽曲および/あるいは音楽データセンターは総局が運用する。

(2)以下の者が(1)項で定められた楽曲および/あるいは音楽データセンターにアクセスできる：

- a.ロイヤリティ管理の根拠として LMKN；および
- b.登記された楽曲および/あるいは音楽の情報を得るため、著作者、著作権者、隣接権者および/あるいはその代理人および商業利用を行う人

第7条

(1)第6条で定められた楽曲および/あるいは音楽データセンターは少なくとも以下に関する情報を掲載する：

- a.著作者、つまり：
 - 1.作曲者；
 - 2.作詞者；
 - 3.著作者の芸名；および
 - 4.音楽監督；
- b.著作権者、つまり
 - 1.音楽配信会社；
 - 2.著作者の相続人；
 - 3.著作者から正当にその権利を譲渡された者
 - 4.正当にその権利を譲渡された者からさらに譲渡された別の者；
- c.隣接権者、つまり
 - 1.レコード製作者；および
 - 2.実演家；
- d.著作権、つまり
 - 1.楽曲のタイトル；
 - 2.作曲者の氏名；
 - 3.作詞者の氏名；
 - 4.受益者の氏名；
 - 5.楽曲の副題；
 - 6.曲の所有請求；
 - 7.歌詞の所有請求；

- 8.固定された年
- 9.音楽配信会社；
- 10.著作権 LMK；
- 11.世界著作者コード；
- 12.著作権コード；および
- 13.総局の著作権 E-Hak コード；

e.隣接権、つまり：

- 1.レコード作品の所有者；
- 2.音楽プロデューサー；
- 3.アーティスト名；
- 4.サポートミュージシャン；
- 5.共同プロデューサーであるレコード音声ディレクター；
- 6.世界レコード作品コード；
- 7.世界実演家コード；および
- 8.総局の隣接 e-Hak コード

(2)(1)項で定められた楽曲および/あるいは音楽データセンターで得られる情報は、著作権 e-Hak に由来し得る。

(3)楽曲および/あるいは音楽データセンターは 3 ヶ月に一度定期的に、あるいは必要とされる場合に随時、データの更新を行う。

第 III 章

ロイヤリティ管理手続

第 1 部

総則

第 8 条

ロイヤリティ管理は楽曲および/あるいは音楽データセンターに統合されたデータに基づいて LMKN により行われる。

第 9 条

(1)LMKN を通じて著作権者あるいは隣接権者にライセンス申請を提出することで、全ての人が商業的な性質の公衆サービスの形態で楽曲および/あるいは音楽の商業利用ができる。

(2)(1)項で定められたライセンスの契約は、法令の規定に従って大臣により登記が行われる。

(3)(1)項で定められたライセンスの実施は、SILM を通じて LMKN に楽曲および/あるいは音楽使用報告を提出する義務を伴う。

第 2 部

ロイヤリティの主体

第 10 条

- (1) 商業的な性質の公衆サービスの形態で楽曲および/あるいは音楽の商業利用を行う全ての人は、第 9 条(2)項で定められたライセンス契約に基づいて LMKN を通じてロイヤリティを支払う。
- (2) 実演での商業利用では(1)項で定められたライセンス契約なく楽曲および/あるいは音楽を使用することができるが、変わらずに LMKN を通じてロイヤリティを支払う。
- (3)(2)項で定められたロイヤリティ支払は楽曲および/あるいは音楽の商業利用の後、直ちに行う。

第 11 条

- (1) 零細、小、中規模事業に関する法令の規定に従った零細事業者である楽曲および/あるいは音楽の商業利用を行う全ての人は、ロイヤリティが軽減される。
- (2)(1)項で定められた零細事業者向けのロイヤリティ軽減は、大臣が定める。

第 3 部

楽曲および/あるいは音楽ロイヤリティの徴収

第 12 条

- (1) LMKN は商業的な性質の公衆サービスの形態で楽曲および/あるいは音楽の商業利用を行った人から LMK のメンバーになっている著作者、著作権者および隣接権者向けのロイヤリティの徴収を行う。
- (2)(1)項で定められた LMK のメンバーになっている著作者、著作権者および隣接権者向けのロイヤリティ徴収を行う他、LMKN は LMK のメンバーになっていない著作者、著作権者および隣接権者向けのロイヤリティ徴収を行う。

第 4 部

楽曲および/あるいは音楽ロイヤリティの集金

第 13 条

- (1) LMKN は第 12 条で定められたロイヤリティを集金する。
- (2)(1)項で定められた徴収を行う際、LMKN は公正さに基づき、実践における慣例に従って各 LMK の権利となるロイヤリティの額を調整し、定める。
- (3) ロイヤリティの額の決定の指針に関する規定は LMKN が定め、大臣が公認する。

第 5 部

楽曲および/あるいは音楽ロイヤリティの分配

第 14 条

(1)第 13 条で定められた LMKN が集めたロイヤリティは以下のために用いられる：

- a.LMK のメンバーになっている著作者、著作権者および隣接権者に分配する；
- b.運営資金；および
- c.準備金

(2)(1)項で定められた LMKN が集金したロイヤリティは、SILM にある楽曲および/あるいは音楽データ使用報告に基づいて LMKN が分配する。

(3)(2)項で定められたロイヤリティは LMK を通じて著作者、著作権者および隣接権者に分配される。

第 15 条

(1)不明および/あるいは LMK のメンバーになっていない著作者、著作権者および隣接権者のロイヤリティは、著作者、著作権者および隣接権者が判明するよう 2 年間、LMKN が保管し、公開する。

(2)(1)項で定められた期間の間に著作者、著作権者および隣接権者が判明した場合、および/あるいは LMK のメンバーになった場合、ロイヤリティが分配される。

(3)(1)項で定められた期間の間に著作者、著作権者および隣接権者が判明しなかった場合、および/あるいは LMK のメンバーにならなかった場合、ロイヤリティは準備金として用いることができる。

(4)(3)項で定められた準備金の使用に関するより詳細な規定は、大臣規則で定める。

第 16 条

ロイヤリティの分配額の不一致に関する紛争が生じた場合、著作者、著作権者および隣接権者は仲裁による解決を行うため総局に届けることができる。

第 17 条

ロイヤリティ管理を行うにおいて、LMKN は少なくとも 1 年に 1 回、公認会計士による財務監査および業務監査を行う義務があり、全国の印刷メディア 1 紙および電子メディア 1 社を通じて国民にその結果が公開される。

第 IV 章

全国集団管理団体

第 18 条

(1)ロイヤリティを管理するため、大臣は著作者および隣接権者の利益を提示する LMKN を設置する。

(2)LMKN は以下からなる：

- a.著作者 LMKN；および

b.隣接権者 LMKN

- (3)(2)項で定められた 2 つの LMKN は商業利用をした人からロイヤリティを徴収し、集金し、分配する権限を有する。
- (4)著作者 LMKN および隣接権者 LMKN はそれぞれ、独立した理事により指導される。
- (5)LMKN の職務と組織構成についての規定は大臣規則で定める。

第 19 条

- (1)LMKN は法令の規定に従って運営資金を用いることができる。
- (2)(1)項で定められた運営資金の使用は、著作者、著作権者および隣接権者の社会保険料の支払補助を含む。
- (3)運営資金使用の金額と内訳に関する規定は、大臣規則で定める。

第 20 条

SILM の設置と開発を行う際、LMKN は法令の規定に従って第三者との協力ができる。

第 V 章
移行規定

第 21 条

本政令が施行開始される時点で SILM を通じて行うことがまだできていない楽曲および/あるいは音楽のロイヤリティ分配は、法令の規定に従ってロイヤリティの分配が行われる。

第 VI 章
終末規定

第 22 条

本政令が施行される際、

- a.大臣は楽曲および/あるいは音楽データセンターを設置する；および
- b.LMKN は SILM を設置する

これらは本政令の法制化から遅くとも 2 年以内に行う。

第 23 条

本政令は法制化の日から施行される。

すべての者が知ることができるよう、本政令の法制化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定

2021年3月30日
インドネシア共和国大統領
署名
JOKO WIDODO

ジャカルタにて法制化
2021年3月31日
インドネシア共和国
法務・人権大臣
署名
YASONNA H. LAOLY

インドネシア共和国官報 2021年 86号

原本と同内容の謄本
インドネシア共和国
国家官房
法務担当次官
Lydia Silvanna Djaman

楽曲および/あるいは音楽著作権のロイヤリティ管理
に関する
インドネシア共和国政令
2021 年 56 号
に対する
注釈

I.概略

著作者に関する法律 2014 年 28 号は、特に楽曲および/あるいは音楽分野で国の創造性を向上させるため、著作者、著作権者および隣接権者の経済権に対する法的保護および法的確実性の基礎を与えている。楽曲および/あるいは音楽という形の著作物には、ロイヤリティ、つまり著作者および隣接権者が受け取る著作物または隣接権製品の経済権利用に対する報酬という形での商業利用に対する経済権がある。

楽曲および/あるいは音楽の著作者、著作権者および隣接権者の経済権に対する法的保護と法的確実性を保証するため、透明性があり、高品質で、的確かつ情報技術設備を通じたロイヤリティ管理の仕組が必要とされる。ロイヤリティ管理は、著作者および隣接権者の利益を代表すると述べる法律に基づいた商業利用を行った人からロイヤリティを徴収し、集金し、分配する権限を有する団体である LMKN によっても行われる。

ロイヤリティ管理は包括的に情報技術設備、つまり総局が運用する楽曲および/あるいは音楽データセンター、LMKN が運用する SILM によるサポートを受ける必要がある。楽曲および/あるいは音楽データセンターは楽曲および/あるいは音楽データの集金所として、LMKN のロイヤリティ管理の根拠となり、また商業利用する人にとっては利用する楽曲および/あるいは音楽の情報を得ることもできる。一方、SILM は楽曲および/あるいは音楽のロイヤリティ分配の際に用いられる情報システムである。

II.逐条解説

第 1 条

十分に明確である。

第 2 条

十分に明確である。

第 3 条

十分に明確である。

第 4 条

十分に明確である。

第 5 条

十分に明確である。

第 6 条

十分に明確である。

第7条

十分に明確である。

第8条

十分に明確である。

第9条

十分に明確である。

第10条

十分に明確である。

第11条

十分に明確である。

第12条

十分に明確である。

第13条

十分に明確である。

第14条

(1)項

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

「準備金」とは、以下のロイヤリティに由来する資金である。

a.その利用が記録されていない楽曲および/あるいは音楽；

b.所有者の間の紛争が続いている；あるいは

c.LMKのメンバーとして登録されていない著作者、著作権者および/あるいは隣接権者

(2)項

十分に明確である。

(3)項

「著作権者」には相続人も含まれる。

第15条

十分に明確である。

第16条

十分に明確である。

第17条

十分に明確である。

第18条

十分に明確である。

第 19 条

十分に明確である。

第 20 条

十分に明確である。

第 21 条

十分に明確である。

第 22 条

十分に明確である。

第 23 条

十分に明確である。

インドネシア共和国官報補遺 6675 号